

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時30分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示した。傍聴人なし。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤波貢農業委員、山岸進農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、加藤主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第43号

### 農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第43号農地法第3条申請番号1番の許可申請については、議案第45号農地法第5条の許可申請についての申請番号2番と関連があるため一括審議とします。上尾市農業委員会会議規則第10条の規定により、関係する委員は議事に参与できないので、この議案に関係する矢部委員に退席を求めた。

<委員退出>

議案第43号農地法第3条申請番号1番及び議案第45号農地法第5条申請番号2番の許可申

請について事務局より説明を求めた。

事務局

議案書を朗読した。農地法第3条申請番号1番。地区は大石地区、権利は区分地上権。所在は中分一丁目の3筆。地目は登記、現況ともに畑である。譲渡人、譲受人は記載のとおり。申請事由は営農型太陽光発電による区分地上権の設定。続いて議案第45号農地法第5条申請番号2。地区は大石地区。権利は使用貸借権。所在は中分一丁目の3筆。地目は登記現況とも畑。譲渡人、譲受人は記載のとおり。形態は一時転用。用途は営農型太陽光発電施設。施設は杭、引込柱。建物の建築は伴わないため、開発許可は不要。農地は農振農用地であり適合証明は取得済です。

議長  
(担当委員)

この件について、現地調査がなされているかと思しますので、担当委員は報告をお願いします。大石地区の藤波貢委員より報告があった。12月22日、橋本委員、小川委員、矢部委員の4名で現地確認を行った。なお、山岸委員は保護司の関係で欠席しました。現地はしっかりと管理されており問題ないと判断しました。

議長  
新木農業委員  
事務局  
議長

本件について意見を求めた。

太陽光発電パネルの下で作付けしたものは。

サトイモ、馬鈴薯です。

本件について他に意見を求めたが意見がないので、議案第43号農地法第3条の許可申請、申請番号1番名並びに議案第45号農地法第5条の許可申請、申請番号2番について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。なお、この農地法第3条の許可は、一体案件である農地法第5条の許可申請が県において、許可となるのが条件となります。

退出していた矢部委員に入室を促した。

<委員入室>

議長  
事務局

続いて議案第43号農地法第3条の許可、申請番号2番について事務局より説明を求めた。

議案書を朗読する。申請番号2番、地区は大石地区。権利は所有権。所在は大字畔吉字八幡の2

筆。地目は登記現況とも畑。譲渡人、譲受人は記載のとおり。申請理由は譲渡人の経営規模縮小。譲受人は経営規模拡大。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 大石地区の橋本光委員より報告があった。12月22日、藤波委員、小川委員、矢部委員の4名で現地確認を行った。現地は樹木、カヤ、草が生い茂っていた。現時点ではこの様状態でありましたが、譲受人が責任をもって伐採等を行い、農地として作付けを行うという事で確認が取れていることから、委員として特に問題ないと判断した。

議長 本件について意見を求めたが意見がないため、議案第43号農地法第3条の許可、申請番号2番について採決を行ったところ、全員賛成で承認する事を宣した。

#### 議案第44号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第44号農地法第4条の許可申請について、事務局より説明を求めた。

事務局 議案書を朗読する。申請番号1番。地区は原市地区。所在は大字瓦葺字氷川脇の1筆。地目は登記畑、現況宅地。形態は転用。用途は住宅敷地。施設は既存住宅。こちらは、昭和39年建築の既存住宅敷地の追認で、建物は既に建っているので開発許可は不要。なお、農地は2種農地。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 原市地区の黒須信明委員より報告があった。12月19日、原市地区の黒須邦明委員と現地調査を行った。現地調査を行った結果、特に問題はないと判断した。

新木農業委員 農転の追認との事だが、昭和39年建築とあるが、事務局はどの様に確認したのか。また隣接する土地の面積と追認の合わせた面積は。また、付属屋の確認はとれているのか。

事務局 1つ目の建築の確認ですが、登記簿と昭和39年の航空写真で確認をしました。2つ目の隣地の

面積ですが、598.34平方メートル。合わせると1,318.34平方メートルとなります。付属の建物がいくつかありますが、口頭では昭和39年で同時であると聞いております。それ以上の確認はしていません。後日、確認いたします。

新木農業委員  
事務局  
新木農業委員

建物が二つの筆にまたがっているが、登記簿上の地番はどうか

登記簿上は1009-1となっております。当時の確認申請でも確認しております。

許可権者である県と調整は済んでいるのか。追認でもやむを得ないという事を確認しているのか。

事務局  
議長

はい。追認の要件を満たしていると確認しております。

本件について意見を求めたが意見がないため、議案第44号について採決を行ったところ、全員賛成で承認する事を宣した。

#### 議案第45号

議長

#### 農地法第5条の許可申請について

議案第45号農地法第5条の許可申請の申請番号1、3、4、5について、事務局に説明を求めた。

事務局

議案書を朗読した。申請番号1。地区は平方地区、権利は所有権。所在は大字平方領々家字房地の1筆。地目は登記、現況とも畑である。譲渡人、譲受人は記載のとおり。形態は転用、用途は住宅敷地。施設は専用住宅。建物の建築のため開発許可が必要。農地区分は第1種農地。

続きまして申請番号3番。地区は大石地区。権利は使用貸借権。所在は中分五丁目の1筆。地目は登記現況とも畑。譲渡人、譲受人は記載のとおり。形態は一時転用、用途は駐車場敷地。施設は砂利敷。建物の建築は無いので開発許可は不要。申請地の農地区分は農業振興地域であり適合証明は取得済み。

続きまして申請番号4番。地区は同じく大石地区。権利は使用貸借権。所在は藤波三丁目の1筆。地目は登記現況とも畑。譲渡人、譲受人は記載のとおり。形態は転用。用途は住宅敷地。施設は専

用住宅。建物の建築があるため開発許可が必要。農地区分は第1種農地。

続きまして申請番号5番。地区は上平地区。権利は賃借権。所在は大字南字北東谷の2筆。地目は登記現況とも畑。譲渡人、譲受人は記載のとおり。形態は転用。用途は住宅敷地。施設は専用住宅。建物の建築があるため開発許可が必要。申請地の農地区分は第1種農地。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 申請番号1番。平方地区の新木英男委員より報告があった。12月21日午前9時、今川委員、國嶋委員と3名で現地調査を行った。現地調査を行った結果、農地を適切に管理していた。

申請番号3番。大石地区の矢部茂委員より報告があった。12月22日、藤波委員、橋本委員、小川委員の4名で現地調査を行った。現地は問題ないと判断したことを報告します。

申請番号4番。大石地区の小川好次委員より報告があった。12月22日、藤波委員、橋本委員、矢部委員の4名で現地調査を行った。現地は綺麗に管理されており、問題ないと判断した。

申請番号5番。上平地区の内田栄作委員より報告があった。12月19日、平野委員、市村委員、大塚委員の4名で現地調査を行った。他の農地に影響がないと判断した。

議長 本件について意見を求めた。

市村推進委員 農業委員会のことではないが、申請番号4の選定理由書に雨水対策として既存ブロックを利用するとあるが、開発指導課は認めていなかったと思うが。

事務局 おっしゃる通り、既存ブロックを使用することは認めていないので、ブロックを新たに積むように指示があったと聞いております。

議長 本件について意見を求めたが意見がないため、議案第45号農地法第5条の許可申請、申請番号1、3、4、5番について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長 議案第46号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局に説明を求めた。  
 事務局 議案書を朗読した。申請番号1番。地区は上平地区。所在は大字西門前字寺廻の4筆。地目は登記、畑3筆、山林1筆。現況は全て畑である。相続人、被相続人は記載のとおり。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載のとおり。経営面積は105.06アール。続柄は夫婦。

事務局 この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当委員さんより報告をお願いします。

(担当委員) 上平地区の市村英一委員より報告があった。12月19日、上平地区の内田委員、平野委員、大塚委員の4名で現地調査を行った。非常に良く管理されており、特に問題ないと判断した。

議 長 本件について意見を求める。  
 新木農業委員 作付けとかはされているのか。  
 市村推進委員 サトイモ等が作付けされていた。住宅地に囲まれており、周辺に注意して作付けしているようである。

新木農業委員 このくらいの面積で、従事日数はどの位か  
 事務局 相続人と近所に子が住んでおり、従事日数は150日と120日です。

議 長 本件について意見を求めたが意見がないため、議案第46号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について採決を行ったところ、全員賛成で証明する事を宣した。

**議案第47号 農地利用最適化推進委員の選定について**

議 長 議案第47号農地利用最適化推進委員の選定について、事務局より説明を求めた。  
 事務局 本来であれば本総会でお諮りするところですが、農業委員と同じように、まずは評価委員会にて確認のうえ、改めて皆様にお諮りしたいと考えておりますので、本議案は取り下げさせていただきます。

議 長 議案第47号は取り下げとなりました。

**議案第48号 令和6年度12月期農用地利用集積計画の承認について**

- 議 長 議案第48号令和6年度12月期農用地利用集積計画の承認について担当課である農政課に説明を求めた。
- 農 政 課 計画の概要を説明する。  
議 長 本件について意見を求めたが意見がないため、議案第48号令和6年12月期農用地利用集積計画の承認について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。
- 議案第49号**  
議 長 令和6年度12月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について  
議案第49号令和6年度12月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、担当課である農政課に説明を求めた。
- 農 政 課 計画案について説明する。  
議 長 本件について意見を求めたが意見がないため、議案第49号令和6年12月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。
- 議案第50号**  
議 長 上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について  
議案第50号上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、担当課である農政課に説明を求めた。
- 農 政 課 計画の変更について説明する。  
議 長 この件につきまして、それぞれ現地調査がされているかと思しますので、各担当委員さんより報告をお願いします。
- (担 当 委 員) 議案番号1。上平地区の平野委員より報告があった。12月19日、上平地区の内田委員、市村委員、大塚委員の4名で現地調査を行った。特に影響は無いと判断した。
- 議 長 続きまして大石地区お願いします。  
(担 当 委 員) 議案番号2。大石地区の小川委員より報告があった。12月22日、藤波委員、橋本委員、矢部委員の4名で現地調査を行った。問題ないと判断した。

議 長 次に平方地区お願いします。

(担 当 委 員) 議案番号3。平方地区の國嶋委員より報告があった。12月21日午前9時、今川委員、新木委員と3名で現地調査を行った。特に問題ないと判断した。

議案番号4。平方地区の新木委員より報告があった。12月21日午前9時、今川委員、國嶋委員と3名で現地調査を行った。特に問題ないと判断した。

議 長 本件について意見を求めたが意見がないため、議案第50号上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について採決を行ったところ、全員賛成で意見なしとする事を宣した。

## 5 報告第2号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

## 6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後4時10分、本会を閉会した。

## 7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年12月25日

議 長

署名委員

署名委員